

東京帝国大学における学生思想問題と学内管理に関する研究：学生団体「精神科学研究会」を中心に

占部, 賢志
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/3673>

出版情報：飛梅論集. 4, pp.67-93, 2004-03-22. 九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻
教育学コース
バージョン：
権利関係：

東京帝国大学における学生思想問題と学内管理に関する研究

—学生団体「精神科学研究会」を中心に—

占 部 賢 志*

1. はじめに —戦時下学生運動史研究への問題提起—

大学史における学生組織および思想運動に関する研究対象は、それが活発であったほぼ大正後半から昭和10年（1935）頃までに限られているのが現状であり、戦時体制が強化される昭和10年代には主体的な学生思想運動に見るべきものはないというのが従来からの通説⁽¹⁾である。

従って、この時期の学生思想運動に関する研究のみならず、宮崎ふみ子が指摘するように、「東大の戦時体制に関する研究は未だ殆どなされず、特に全学会をはじめ特設防護団や報国隊、あるいは南方自然科学研究所・輻射線化学研究所などのように、戦時下に作られ敗戦とともに姿を消した組織や機関については、その具体的事実さえあまり知られていない」⁽²⁾と言える状況が長く続いた。

伊藤彰浩はその著作において「先行研究で騒動（筆者注 高等教育界における学校騒動）を取り上げたものは、ほぼ左派学生運動史にかかわる研究に限られており、したがってここでは騒動と左翼運動との関連にもっぱら検討の焦点が置かれていた」⁽³⁾と回顧し従来の研究史上の空白を指摘している。しかし、伊藤も「1933（昭和8）年頃までにそれらの学校での騒動がほとんどみられなくなったのも、当局による弾圧の強化により、組織的な学生運動がほぼ壊滅したためであったからに違いない」という見方に止まっていて、従来の枠を脱しているとは言い難い。つまり学生運動史研究は「左翼学生運動」だけに限定すべきではないと提起しながら、一方で学生運動の時期を昭和8年（1933）をもって限っている点で、従来の見方がそのまま踏襲されている。

そこで本稿では、昭和13年（1938）に発足した東大精神科学研究会と大学当局とのあいだに展開した思想上の葛藤を考察することで、当時の学生思想問題の内容とこれに対峙した大学当局の学生管理の実態がどのようなものであったかを解明したいと考える。研究のねらいは、以上の欠落した東京帝国大学法学部を中心とする状況を大学史の中に位置づけた上で、学生運動の側面からアプローチすることによって戦時下の大学史の一端を明らかにしてみようと試みる点にある。

なお、ここに取り上げる史実は昭和13年（1938）から16年（1941）にかけての期間を中心としているが、実はその背景は大正末期の第一高等学校における学内団体の活動に遡るものである。この点については、目下、史料を分析・検討している最中であり、あらためて論究するが、本稿の結びに一応の梗概と視点を記述したことを言い添えておく。

*九州大学大学院博士後期課程3年

2. 昭和10年代の東京帝国大学に生じた学生思想問題

(1) 「小田村論文」による法経学部教官批判の内容

まず、この事件の顛末を以下に概観する。『東京大学百年史 部局史一』（以下、『百年史』と略す）の「法学部部局史」昭和13年（1938）9月の項に、「昭和十二年度入学政治学科学生小田村寅二郎が雑誌『いのち』9月号に法経学部教授を中傷誹謗する内容を有する論文を掲載した件につき、学部長より学生課に緊急取調を依頼」と記録されているが、これが本稿で取り扱う右派学生団体と帝大当局との確執、対立の開始を告げる事件である。続いて10月の項では、「七日、学部長より小田村寅二郎の件につき取調の顛末報告あり、協議の結果学生の本分に悖るものとして無期停学処分に付することと決定（十一月八日評議会において正式決定）」とある。このときの学部長は、法学部教授の田中耕太郎であり、彼がこの学生の処分に際して事実上の最終決定権の持ち主であった。

ところが、この処分はすんなりとはいかなかった。無期停学処分に関して当事者の学生と田中法学部長とのあいだに紛糾が生じ、また小田村を中心とする学生団体が結成され大学当局に対する不当処分撤回の運動が起こり、これに法学部さらには経済学部の学術思想内容批判とが加わって深刻な学内騒擾を拡大するに至るのである。

ここで、大学当局が「法経学部教授を中傷誹謗する内容」とみなした法学部生小田村の論文に何が書かれていたのか、その言わんとする論点を整理しておきたい。これは前述の通り学外の月刊雑誌『いのち』（「生長の家」発行、昭和13年9月号）に掲載されたものであり、そのときのタイトルは「東大法学部に於ける講義と学生思想生活—精神科学の実人生的綜合的見地より—」というもので、400字詰原稿用紙で32枚の分量である。その内容は4項目に分かれており、「一、現東大法学部に存在するものは自治か専制か」「二、かゝる放縱恣意専横の学園に於ける学生々活の実感如何」「三、東大法学部改革に関する根本問題」「四、結言」という構成で論じられている¹⁾。

まず「一」において、昭和13年（1938）4月20日の「社会政策」講義（開講講義）で、担当教授の河合栄治郎が「マルキストが従来自由主義者を敵視したのは誤りであった」と切り出し、次いで「我々は今こそマルキストと手を握り、共に人民戦線として右翼に砲弾を打ちこまねばならぬ」と発言した容共言辞を取り上げ、こうした言辞が問題化しない東大内の空気を指摘する。そしてそうした空気というものは、「大学の自治」が学外からの干渉に対する独立を意味するというより、何を発言しようと学内では相互に干渉はしないという意味として成り立っていると批判する。さらに河合の著書『ファシズム批判』の一文を取り上げて、かれの容共思想が公然と宣伝され受け入れられている点に、現下の思想界や知識層の思想内容の是非を問わない風潮を指弾し、「青年教育上の実に憂慮すべきこの現実の事実、為政者文政者の徹底的に配慮する所でなければならない」と訴えている。

横田喜三郎に対しては、「国際法」の講義内容が「徹底的排外、欧米崇拜思想」に傾いていると批判し、次いで「帝国憲法講義」担当の宮沢俊義については、「憲法中の第一問題たる、統治大権の帰属問題に関して、之を作為的に敬遠し、全然之に論及することなき講義」ではないかと指弾した。

また、宮沢の講義テキスト「憲法講義案」には、帝国議会に関してはテキストの4分の1が費やされているのに比べて、憲法第4条の統治権についての記述は皆無であると論難した。さらに矢部貞治助教授の「政治学」講座が、昭和13年度（1938）から「欧州政治学講義案」と題するテキストに様変わりした点にも言及し、日本の政治家を養成すべき立場にある東京帝大法学部には西洋政治学はあっても日本政治学が欠落しているなどと指摘、行政学担当の蠣山政道教授も俎上に載せられた一人である。

しかしこれだけの批判であるなら、一学生が反マルクシズムの立場から教授個々人の思想や物の考え方を学外に暴露した私憤のようなものに過ぎず、個人の域を出るものではない。小田村は「法学部第一の重要講義の実内容が仮令かかるものであっても、教授の人格を尊重して之に容喙がましい批評を加えないのが、大学の所謂自治なのである」として、教授一個人の問題のみならず大学当局の相互不干渉の空気をも問題視した。さらに「現大学の何処に自治精神が存在しているといい得るか、現法学部にはこれでも自治能力があると云い得るのか」と告発し、これを世間に公表したのである。

時恰も荒木貞夫文部大臣によって帝国大学に対する管理が強化されようとしていた時期である。とくに東京帝国大学においては総長の任免権をめぐる荒木文相と帝大当局との間に緊張関係が続いていた。荒木文相は総長任免権を文部大臣の権限として奪還しようとしており、一方帝大当局としては何としてでも従来通りの学内推薦の形を守り抜こうと躍起になっていたのである。この大学当局の主張の拠り所が「大学自治」という看板に他ならなかった。

こうした時期に学生側から「大学自治」の在り方に対して内部批判が起こったのである。これには大学当局も狼狽したことだろう。要するに「大学自治」を標榜していても、その実態は「教授の言動に対する総長・部長の監督権が実質的に無力化されて、教授各自が事実的実権の把握者となつてしまつた法学部の現状は、実に自治の名の下に於ける専制に外ならない」と小田村は悲憤慷慨したのである。

かくて小田村は法学部の「根本的改革」を表明するに至る。しかもそれは「現法学部そのものの拠つて以て立つてゐる思想的学術的基礎に対する検討から開始せらるべき問題であつて、単に国体不明徴の教授の進退問題や、講座増設等の形式的学制改革の如きものによつて達成せらるべくもない問題である」と述べ、「三、東大法学部改革に関する根本問題」の項目では具体的な改革のプログラム案まで提示し、当時の帝大法学部カリキュラムと教官の学術傾向を糾弾した。

(2) 学生処分問題をめぐる大学当局の初期対応

小田村に名指しされた教授の中でいち早く反応を示したのは、論文冒頭で取り上げられた河合栄治郎である。河合が小田村論文を知ったのは掲載雑誌が発売された直後のようである。河合は軽井沢に逗留中であつたが、8月26日の時点で知人からの手紙によつてはじめて小田村論文の一件を伝え聞いている。このとき河合は、ただちに知人を通じて雑誌の入手を急いだ。30日の『河合日記』には、「一寸驚いた。山田君がその為に東京へ立ち、大河内（一男）君が高崎まで行って『いのち』

を買って来て呉れた。大したことでなかった」と記されている。一読して「大したことでなかった」と記したところに河合の安堵感が感じられるが、当時の河合の認識はこの程度であった。けっして問題が紛糾するとは思いつかなかった。

9月に入ると、小田村論文冒頭の河合発言に対して事実なのか否かをめぐって悶着が起こるが、少なくとも8月下旬の時点で河合は取り上げられたみずからの発言に関して、この程度で済んでよかったと楽観視していたと見るべきであろう。勿論肯定はしていないにしろ、否定もしていない。河合も法学部当局も否定に躍起になるのは、この後、河合の著書等に関して内務省が調査に乗り出して来たからである。

『矢部貞治日記』によれば、河合は9月21日の時点で法学部の矢部貞治に対して「小田村は嚴重に処分すること、を主張」^②し、さらには小田村論文によって取り上げられた言説に対する弁明はどのようにするかとも問うたという。これに対して矢部は「僕は弁明はよした方がいいということ、寧ろ大学自治の建前から委員会を作るなり、評議会自身なりで調査されたきことを要求せられた方がよかろうとの意見を述べて置いた」と記しているが、河合は耳を貸さず単独で5日後の9月26日付帝国大学新聞「噴火口」欄に小田村論文に対する反論を載せる挙に出た。内容は、要するに4月開講の辞で述べたと指摘された「我々は今こそマルキストと手を握り、共に人民戦線として右翼に砲弾を打ちこまねばならぬ」という発言は小田村の捏造であるとの弁明である。ちなみに河合の著作3冊が内務省によって発禁処分を受けるのは10月5日のことである。

このような事態を受けて、小田村に対する大学当局による尋問は9月28日の法学部長田中耕太郎からの呼び出しによって始まった。この時の双方の発言内容は当事者である小田村の手記によってかなりの部分にわたって再現されている。この手記はのち『一年八ヶ月餘にわたり無期停学のみまに放置せられ居る小田村問題の真相を録し文教当事者各位の御清鑑を乞ふ』^③に収録され、表題にある通り多くの文教関係者、政治家などに送付されている。手記によれば、田中法学部長からの取り調べ以前の9月上旬に竹内良三郎学生課長から呼び出しを受け、背後関係などについて若干の取り調べが行われている。これを受けて田中法学部長みずからによる本格的な取り調べとなった。以下、小田村自身の手記に記録されている問答の中身を整理してみる。

取り調べは法学部長室で行われている。手記によれば、田中の主要な尋問内容は外部の雑誌社との関係を明らかにすることであり、「誰かが君を雑誌社に推薦したのだろう。この推察はどうか。それに答えられぬということはない筈だ」という点にあった。要するに背後関係を聞き出すことに腐心している有様が如実である。これらの質問に対して小田村は背後関係がないことを繰り返し返答しているが、田中は聞き入れない。問答の途中で小田村が大学の思想問題に言及した途端、田中から遮られ「帰らたまえ」と言われるも、座ったままでいると、ついには立腹して田中自身が学部長室を出て行ってしまったという。

これでは事実調査が不十分なままであるのは当然であり、前掲書には「この取調べを素材として教授会に臨んだ田中氏は、処分材料不徹底の理由で教授会から留保された形となったものの如く、十月中旬再び小田村君の喚問となった」と記している。田中の尋問は背後関係があるとにらんだ予

測が裏付けられず、結果激高してしまい取り調べとしても不十分なものに終わっていることは歴然としており、小田村が漏れ聞いたような教授会での処分留保の件は事実あったとしても不思議ではない。むしろ当然であろう。かくて再度の出頭命令は「昭和十三年十月一日」付の官製葉書速達便で送付されている。

この時の双方の遣り取りの様子も手記には記録されている。「田中氏『君は今後もかかることをするつもりか』 小田村『そんなことよりも東大の思想自体が問題であると思います。反国体講義が現存する以上今後のことを云々することは出来兼ねます』 田中『そうか、それならいいんだ。君が早くからそれを云えば二度も呼ばずにすんだのだ』」などという問答が交わされたことが暴露され、しかも田中は「急に嬉しそうな顔色になられ、にこにこされ出された」という。前回とは打って変わって満足の意を示したようである。推察するところ、処分理由のための成果を得られたと感じたからであろう。

果たして田中は早速教授会にこの一件をかけている。教授会議事録に「七日、学部長より小田村寅二郎の件につき取調の顛末報告あり、協議の結果学生の本分に悖るものとして無期停学処分に付することと決定⁽⁴⁾」とあり、田中の思惑通りに事が進み始めた。

ところで、法学部教官の動揺はかなり激しかった模様で、実は9月15日の教授会では学生小田村の処分案が内々に申し合わされていたのである。『矢部貞治日記』には、この時の教授会の様子が次のように記録されている。「小田村の処分の件が問題となりその序でに彼の問題としている教授達のことが果たして事実かどうかといふので、蠟山、横田、宮沢の諸氏に付して僕も釈明した。結局処分することに決定」⁽⁵⁾。

ここで推測できることは以下のような点である。小田村論文のすべてにわたって事実確認が行われてはいない状況下、法学部教授会では早くも処分する方向を固めていたということである。前述の通り、9月28日に至って法学部長による第1回目の取り調べ、ついで10月3日に第2回目の取り調べが行われていることと矛盾する教授会の手続きと言わざるを得ない。すなわち、すでに処分することを申し合わせておきながら、その後で取り調べを2度にわたって行うという転倒した方法が採られている。取り調べを済ませた後で、その内容を報告し審議決定するのが順序なのであるが、法学部教授会は処分を申し合わせた後で取り調べを行うという手続き上の過ちを犯したのである。したがってこの限りにおいて、教授会は処分する対象の学生に対して確認と弁明の機会を与えることなく処分を内定するという、条理に反する拙速を犯したと見るのが妥当であろう。法学部教授会は予断で学生処分を決めたとも言い得よう。それほど混乱ぶりがうかがわれる。

小田村の手記に見られる第1回取り調べの最中、小田村が教官達の思想問題に触れようとするたびに田中法学部長が応答を厳しく拒否したのも、処分決定を正当化できる言質を得ること以外は必要としなかったからである。むしろ、小田村の弁明と主張を聞いてしまえば、教授会に報告しなければならず、また検討することにもなりかねないわけで、すでに内々に申し合わせていた「処分」を揺るがすことにもなり、田中にとっては学生処分をめぐる教授会運営の鼎の軽重が問われる。それは避けたと見るほかはない。

ところで矢部日記には9月28日の取り調べの翌日、長時間にわたる教授会の席上、小田村処分に対して反対の意見が出された事実が記されている。恐らく、取り調べの結果判明した内容程度では、申し合わせていた処分まではする必要はないという意見であったと思われる。「午後教授会で、小田村の処分問題で大分長くかかった。処分の要なしというのは小野さんだけで、あとは処分論が多い。この次に持越す」⁶⁾。ここに記録されている処分の必要性を認めなかった「小野さん」とは刑法第1講座担当の小野清一郎である。論議の中身は分からないが、時が経つにつれ9月15日の教授会の空気とは様相が変化してきている点は見逃せない。明確な処分反対が1人に過ぎない状況ではあっても、多数派で押し切ることはできない雰囲気だったようで、内定していた処分案を確定出来ず、「この次に持越す」ほかはなかったようである。

田中法学部長が小田村から処分決定を可能ならしむる言質を何とかして取る必要性を覚えたとしても不思議ではない。2回目の10月3日の召喚は、教授会のこうした状況を背景としてなされたものと思われる。結果、10月7日の教授会で小田村を「無期停学処分」に付す件が可決され、帝大の最高議決機関であった評議会に提出されることになる。

(3)「評議会」における処分決定の経緯

小田村処分案が評議会に出されたのはおよそ1ヶ月後の11月8日であり、この時の評議会で帝大当局としての小田村問題に対する最終決着がなされている。そこで、この評議会が断を下すに当たっていかなる審議をしたのか、その内容を見ることにする。評議会の議事内容については幸い内田家文書⁷⁾が残っているので、これを中心に明らかにしてみる。11月8日の小田村処分をめぐる評議会の議事内容は次の通りである。

一、学生処分ノ件

田中氏ヨリ法学部政治学科二年生小田村寅二郎ガ大学問題発生後雑誌「いのち」九月号ニ「東大法学部の講義と学生の思想生活」ト題シ詳細ナル論文ヲ発表シ河合、横田、宮澤、蠟山ノ諸教授、矢部助教授ノ講義ニ対シ誹謗セル行為ハ全ク学生ノ本分ニ反シタルモノニシテ今回処分スルニ至レル理由詳細説明アリ

尚参考ノ為メ田中、我妻ノ両氏ヨリ右学生ノ執筆セル論文中ニ誹謗サレ居ル法学部関係教授、助教授ニ関シ各々ソノ講義資料及著書等ニ付説明アリ 舞出氏ヨリ河合教授ニ就キ大学新聞ニ同教授自身ノ執筆ニ係ル文章ニヨリテ承知セラレ度シト述べ、且ツ右学生ノ関係セル東大精神科学研究会ノ性質、内容等ニ就キ説明ヲ求メ学生課長ヨリ一応ノ報告アリ

田中氏ヨリ此ノ種ノ会ニ今後十分ナル監督有之度キ旨ノ希望アリ
結局左記ノ通り処分ノ件異議ナク可決

記

法学部学生 小田村寅二郎

学生ノ本分ニ反スル行為アリタルニ付停学ヲ命ス

ここに見られるように評議会席上、まず田中耕太郎法学部長が出席の評議員に処分理由を説明する形で審議が開始されている。注目すべきは小田村論文の発表時期が「大学問題発生後」だったと位置づけている点である。言うまでもなく大学問題とは、前述の通り7月28日に始まった荒木文相による総長官選問題をはじめとする一連の帝大改革問題を指す。文部省が帝大の管理運営に介入しはじめた直後に、内部から文部省の介入を助長するような事態を出来したのが、この学生の許し難い点であるという含意がうかがわれる。

『百年史 通史二』にあるように荒木改革案は、帝大にとって「戦前最大の難局」⁶⁾であったとされる。大学当局としては自治を守るか否かの瀬戸際に立っており、荒木改革案と小田村論文の間に何らかの関係があるのではないかとの疑惑は当然持ったであろう。第1回尋問の際に田中が執拗に搦もうとしたのも、この点にあったと思われる。

ところが小田村が雑誌『いのち』編集部から執筆の依頼を受けたのは6月の時点であり、その依頼の趣旨は、同月に発足した学内正規登録の学生団体「精神科学研究会」に注目し、その中心学生である小田村に学内思想問題について書いて欲しいというものであったという。後述するように、精神科学研究会は昭和13年（1938）6月1日に結成されている。一方、荒木文相が帝大改革案を最初に内々に示唆したのは7月上旬の頃であった。『百年史 通史二』によれば「彼は七月に入ると長與総長を呼び内々に大学改革の意欲を伝えたといわれる」⁹⁾とあり、のち7月28日に至って6帝大の総長を上野の帝国学士院に招集して改革案を正式に明らかにしている。

こうした経緯から小田村論文と荒木改革案とのあいだに直接関係があったとは到底思えない。しかし、帝大当局としては結果として苦境に立つ大学側を一層危機に陥れたわけで、関係ありとの印象を抱いたに違いない。こうした思い込みが処分決定に強く影響した点は否めない。さらに、議事録には田中法学部長より「今回処分スルニ至レル理由詳細説明アリ」とあるが、内田家文書によればそのあらまは次の如くであった。

法学部長ノ説明

法、政、二 小田村寅次郎 九月号いのち東大法学部ニ於ケル講義ト学生思想…

学生トシテ教授ノ許可ナクシテ講義ノ内容ヲ公表ヒポー、更ニ東大法学部ヲヒポーシタル

ハ学生ノ本分ニモトル 且つ事実とも違ふ、仮令事実トシテモ不都合

十月七日法教授会、無期停学、本人ノ反省スル迄 全員一致可決

ここで処分理由として挙げられたのは、講義内容を「教授ノ許可ナクシテ」公表したことであり、それは「誹謗」に当たるという点にある。他方では小田村論文が取り上げた教官達の言説については、当該の法経両学部の評議員が同僚として参考意見を述べたに過ぎず、田中にいたっては「事実とも違ふ。仮令事実トシテモ不都合」という判断であった。要するに小田村論文の中身がどうであれ、処分を下すという断固たる態度を示したのである。かくて「学生ノ本分ニ反スル行為」をした廉により停学処分が下されるに至った。

3. 学内団体「精神科学研究会」と大学当局との対立

(1) 学生側が活動基盤とした「精神科学研究会」とは

ここで小田村を中心とする精神科学研究会の概要を説明しておきたい。まず当時の司法省刑事局はどのように把握していたか、司法省刑事局昭和14年度思想特別研究員判事藤嶋利郎報告書『最近に於ける右翼学生運動に付て』（昭和15年5月）に調査内容が記載されている。これによれば、「精神科学研究会」は「本会は昭和十三年六月一日精神科学の総合的研究を為し併せて会員相互の錬磨を図ると共に学風の振興を期することを目的として結成されたものである。会長としては教授高田真治を推戴し、委員には今井善四郎、南波恕一、吉田房雄等が就任して居り、会員数は最近に於ては十七名である」⁽¹⁾と簡単に報告されている程度で、しかもここには中心的役割を担うことになる小田村寅二郎の名前は見えない。

ただし別の箇所に「文化科学研究会」という名称の団体に関して詳しい報告が掲載されているが、これが実は精神科学研究会の外郭団体にほかならず、名称こそ異なれ、ほぼ同一の団体であった。したがって、この「文化科学研究会」の項に詳述されている内容も含めて彼ら学生団体の活動実態を整理してみる。

まず会を二つに分けた理由について、「本会は前掲精神科学研究会の外郭団体で学校当局より非公認の団体である。元来学内公認団体に於ては渉外行動は許されてゐないので、その自由行動を獲るため精神科学研究会の同人等が別個に組織したものである。従て本会の幹部は精神科学研究会の幹部と殆ど同一で、今井善四郎、南波恕一、宮脇昌三、高木尚一、小田村寅二郎、吉田昇、吉田房雄等一高昭信会出身の者を中心としてゐる」⁽²⁾と明かされている。

これらの記述は、後年小田村自身によって回想された著作⁽³⁾と照合してもほぼ正確な実態が把握されていることが分かるが、精神科学研究会の項目の記載事項については見落としがある。刑事局報告書には会長が文学部の高田真治教授のみしか記されていないが、高田教授の会長就任は昭和15年（1940）4月以降であって、昭和13年（1938）6月発足の時点から昭和15年（1940）3月までの間の会長は、経済学部の土方成美教授だったのである⁽⁴⁾。

この点は正確を期しておかなければ、昭和13年（1938）から昭和15年（1940）に及ぶ帝大騒動、特に河合問題に端を発する昭和14年（1939）の平賀肅学との関連が見えてこない。経済学部内部に於いて河合栄治郎と立場を異にする土方成美との軋轢、さらにその対立構造の火種を一挙に解消しようとして河合休職勧告と同時に、経済学部混乱の責めを負わされる形の土方休職処分を断行した、所謂「平賀肅学」の実質的役割を推進したのが、ほかならぬ田中耕太郎であった。そこに見え隠れする田中と土方との対立構造が、一方では土方を会長としていた精神科学研究会への田中の猜疑心を掻き立てたと見ることもあながち否定出来ない。

ところで、精神科学研究会とは別に文化科学研究会を設けた理由を「学内公認団体に於ては渉外行動は許されてゐないので、その自由行動を獲るため精神科学研究会の同人等が別個に組織したもの」とあるが、この「自由行動を獲るため」とは、具体的には機関誌『学生生活』の発行を企図し

とのことだった。その目的は「当時全国の大学生・高専校生に絶大な影響を与えながら東大で発刊されていた『帝大新聞』の論調が、思想的に左傾化していることを大いに憂え合ったものである。それで『帝大新聞』に対抗しうるもの、かりにミニ版でもいいから、何とか健全な言論機関を作ろうではないか、との意見が、仲間の中で次第に高まってきたのである」⁽⁵⁾という点にあったという。

そこで精神科学研究会では学生みずから各方面に資金カンパに東奔西走し、月刊誌2、3回分の発行費用を集めている。かくて刊行準備は進捗し、ゲラ刷りの段階に至って初めて会長の土方に月刊誌刊行の了解を求めに報告するや、丁度河合問題で学内が揺れている時期でもあり、土方はみずからが会長を務める精神科学研究会からの発行を認めないとの態度を示した。したがって苦肉の策として学外に「東大文化科学研究会」という名の会を急遽設置して、そこからの発行という形をとり、全国の書店から発売されるに至った。いずれにせよ、その刊行のねらいが当時学生に隠然たる影響力を持っていた『帝大新聞』に対抗しようとするものであったことを考えれば、彼らの言う帝大の「学風改革運動」は、大学当局の学内管理にとって侮りがたい勢力に発展する兆しが見えていたのである。

(2) 学生側との対立を決定づけた大学管理の内実

そもそも田中法学部長をはじめ大学当局者は、時局に便乗した右翼学生の衝動的行動であるかのように捉え、小田村問題に見られるような権威をもって適当にあしらう停学処分では事は収まると高を括っていた嫌いがうかがわれる。しかも当時は左翼学生運動の大半は壊滅状況であって、大学運営を揺るがすような事態に至るとは夢にも思わなかったことであろう。そうした脇の甘さが執拗な批判運動に責め立てられる状況を招く。その経緯を明らかにしておきたい。

まずは無期停学処分を受けた小田村及び精神科学研究会は、この一件に関してどのような反応を見せたか。第1に、学外雑誌に「恩師の中傷誹謗」を書いたことに対する自己評価はどうであったかという点については、彼らがのちに出した『一年八ヶ月餘にわたり無期停学のまゝに放置せられ居る小田村問題の真相を録し文教当事者各位の御清鑑を乞ふ』に、「発表方法に問題があった」と述べてその手続きに対しては反省し、しかもその旨を公表している。一方で大学当局に対しては上記小冊子その他⁽⁶⁾の手段を講じながら批判活動を強めていくことになる。

とりわけ田中法学部長の小田村問題の取り扱い方に対して批判の矛先を向けている。そのことは前掲の小冊子に次のように公表している。「小田村君を断乎処分せんとする田中学部長の意図は既に早くより決定されてをり、自治問題が解決せざるうちに之に手を触るることは、却つて大学のために採らざる手段なることを知悉せる田中学部長は、殊更に処分問題の法学部教授会への審議を遅らせ、自治問題の見通しを待つてゐたのであります。この点より見れば、小田村君の論文発表を外部と通牒したと断ずる大学当局こそ同君の問題を政策的考慮の下に処理したと断ぜらるべく、如何に無確信の下に本問題に対処したかが窺はれるのであります。この事を実証する一例を挙げますれば、大学評議会に於て処分が議決せられたのが十一月八日でありましたに拘らず、当時は未だ文部省対大学の問題未だ全き解決に至らず二三の諸件を残す状態であつたために、田中学部長は小田村

君に対する処分申渡しを専断的にも自己の意のままに延遷せんとしたのであります。然るに都下某新聞が之が処分確定を報じ、而も小田村自身未だ処分申渡しを受けをらざる事が明らかにならんとするや、急遽出頭すべき旨の通知が同君の許に送られ、茲に十一月十四日、同君の法学部出頭となつた」⁽⁷⁾。

ここに学生側から明らかにされた処分申し渡しは、田中法学部長みずから小田村1人に対して行われているが、処分内容の通告を受けた後、手記によれば小田村は2つの質問を学部長に対して行っている。第1に外部と通牒したとはどういう点を指しているのか、第2に河合教授が帝大新聞に載せた反論と小田村の主張との食い違いについては、教授会並びに評議会では如何なる結論となつたかという問いである。田中は第1の質問に対しては、「君は何も云ふ必要ない。黙つて之を受け取り給へ」と突き放し、第2については、小田村の言い分に対して「それはウソであることが確めてある」と言明したという。

そこで小田村は、自分がウソをついて講義を捏造して発表したと断定されたのなら、当然処分の理由に入っているはずと田中に確認するや、田中は「いや、それは処分の理由とは別である。ウソであつてもホントであつてもとにかく君のしたことは学生の本分に反するのだ、だから処分になつたのである」と応えたと言記にある。

この問答は、先に挙げた評議会席上の田中の説明とほぼ同様の内容であり、事実に近い再現と見てよからう。この結果、小田村は捏造したとみなされた一点において処分申渡書の受理を拒否する挙に出たのである。そしてこの時点から、小田村をはじめとする精神科学研究会は大学当局及び法経学部教官達の学風批判に熾烈な戦いを挑んでいくことになる。学生側には、以上に見るような田中の対応に接し、思想的な立場もさることながら、とりわけ教師と学生との間の紛糾に際して、教師側に関しては不問とし学生側にのみ責めを負わせる管理方法に接したとき、対立を決定づける要因が生じたのである。

(3) 懲戒処分に対する学生側の主張

では、学内団体の精神科学研究会が大学当局との間に、小田村処分問題を通じてどのような交渉を展開していったのかという点の検討に移る。昭和13年(1938)末より停学の身となつたままで放置されていた小田村自身は、1年後の昭和14年(1939)末に平賀議総長宛に面会を求める書簡を送つた。次のようなものである⁽⁸⁾。

(前略) 陳者私事昨秋法学部長より停学処分相受候爾来定めし種々御配慮相煩はし候事洵に恐縮に奉存候、爾来既に一ヶ年有余を閲し大学当局よりは未だ何等の御沙汰無之、又処分を相受候ひし折の不可解なる事情よりして、私より直接学生課長、法学部長を御訪ね申上ぐる事は到底忍びざる事情に有之候へば、出来得るならば処分前後の諸事情に就き、一応直接私より御聴取いただき、事の真相御報告申上げし上にて、私の今後の身の処置に就いても親しく御教示仰ぎ度く切望仕居次第に御座候 (以下略)

敬白

昭和十四年十二月二十日

小田村寅二郎拝

総長 平賀讓先生

ここに見られる通り、小田村としては長期にわたる停学に対して解決をはかりたいと考え、総長に手紙を出したわけであるが、無期限に続く停学の措置と「処分を相受候ひし折の不可解なる事情」を伝えておきたいという意向を打診した。「不可解なる事情」とは、言うまでもなく田中法学部長との遣り取りを指す。思想問題として取り扱わず恩師への非礼という形のみで停学を命じられたことが、1年を経た時点でも強く残っていた。総長とじかに会ってその名誉を回復したいというのが、一番の面会理由であろう。

これに対しての返事は総長からのものではなく、学生課長の竹内良三郎からのものであった。その文面は「陳者十二月廿日附総長宛貴翰正に拝誦、御来旨の如き趣旨にては御面会致し兼ねる由に御座候間右御諒知相成度依命此段御返事申上候」というものである。「御来旨の如き趣旨」とは、田中法学部長の処分の仕方について意見を述べたいという小田村の要望であり、過去の処置に対する言い分を聞くことは大学としても避けたいところであったろう。聞けば本格的に蒸し返されてしまう恐れがあるからである。

こうした遣り取りを精神科学研究会はどのように受け止めたか。彼らは「小田村君の自己の行為の形式的な手落は自分で認めて謝つたのだ。大学側は更にそれに対し教育処分と称して、処分の理由を考へさせると称して無期停学にした。しかも小田村君の論文の内容については一回も納得ゆく様に説明しなかつた。否、それは実際に於いて大学には出来なかつたのだ。学生の思想的指導力を全く喪失しながら世俗的権力で自分の地位を保つてゆかうとしてゐるのが帝大である」⁽⁹⁾と認識したのである。

つまり、納得ゆく説明をしない大学当局に対して、それは「思想的指導力」を欠いているからであると断定した。そこに精神科学研究会及び彼らが中核となってこの頃結成された全国規模の学生組織「日本学生協会」⁽¹⁰⁾の学外における運動展開に意義を見出すことになる。彼らは全国的に運動を巻き起こすに至った理由をこのように言う。「こんな不合理や矛盾はいつかは全国的に問題とされる時が来なければならない。果せる哉大学の小田村君に対する暴力的処分は同志の口から伝へられ、全国の純情熱烈な学生に伝へられ、学生はそれが為に奮起した。(中略)全国の学生は痛憤してこれが改革に起ち上つたのである」⁽¹¹⁾。こうして、各地の大学、高校への運動に邁進し、一方で雑誌、小冊子を刊行して帝大批判をおおやけにしていく。これらの動きは興味深いのが、本稿では割愛する。

さて、こうした動きに対して大学当局は表面上は黙視しながらも情報の収集は怠らなかつた。しかし、小田村あるいは精神科学研究会会員を呼んで指導、説諭に当たることは一切せず、辛うじて学生向けの式辞で触れた程度である。停学中の学生及びその周辺の学生のことであるからして、学生管理上出頭を命じて説諭することは当然の措置なのだが、そうした手段は講じなかつた。何故、昭和15年(1940)11月の評議会に退学処分案を持ち出すまで手を拱いたか、このことを判断する

史料はないが、推定するところ、小田村らと直接に接触すれば、当然田中耕太郎法学部長の処分の仕方を持ち出され、平行線を辿ることは目に見えていたからであろう。

こういう事態に対して、彼ら学生は法理論の観点からも大学の措置を批判・公開するに至った⁽¹²⁾。大学当局が学生を処分する場合、「一、本人をして反省せしめる為の意義」「二、本人の反省如何は別問題とし、本人の行為が、学校の秩序を紊したる事に対する懲罰としての意義」が考えられるとし、二に関しては規則と前例を参照して適宜の懲罰を加えればいい。しかし、一については該当学生の所信を十分吐露させた上で、教育者として学生が納得のいくまで説諭すべきは最小限要請されるべきだと主張する。

また、停学には無期停学と期限付き停学とがある。処分に先立って本人が十分の反省をしている場合は一の意義は解消しているから期限付き停学処分が行われるべきである。本人が反省していない場合は、一と二の意義を処分の性質として持つわけだから、反省に至るまで無期停学処分が行われるべきだと説明する。そしてその上で、小田村の場合は、学生としての本分と学内の秩序を乱した点で一応停学は肯定する。しかし、停学の一の意義を考慮するとき、本人が思想問題として大学を批判しているにもかかわらず、形式論に局限して反省を要求するのは、本人に不可能なことを要求していると言わざるを得ない。従って、本人の大学学風に対する所懐を言わしめて、これに対する大学当局の見解を表明すべきであると訴えている。

勿論、こうした精神科学研究会による陸続として出される訴えに対して帝大当局は沈黙乃至は無視を続けてきた。いや、むしろ対応するすべを知らなかったというべきかも知れない。困惑の方が大きかっただろう。しかし、学外にまで着々と組織拡大をはかり、日本学生協会としての活動を知るに及んで、帝大当局は事態の重大性に気づき始めた。かくて学生管理の転換を迫られることになる。

4. 新体制下における新たな学内管理

(1) 大学側による「全学会」設立の構想

小田村の退学処分案を決定した昭和15年(1940)11月26日評議会直後の12月3日には、学内の学生団体に関する詳細な規制を網羅した「学部共通細則」策定の提案がなされているが、これは「小田村問題」が背景にあったであろうことは疑いないところである。また、大学当局はこの年の7月に成立した第2次近衛内閣が提唱した所謂「新体制」運動を、他に先駆けて取り入れ、自発的に企画して学内組織の再編に着手し、教職員および学生を強制加入させるべく「全学会」を設立する。

昭和16(1941)年1月21日の評議会で学部通則に追加された全学会の関係条項は3カ条で、次の通りである。「第九十六条 学生生徒ノ心身ヲ鍛へ教養ヲ高メ其ノ集团的訓練ヲ重ンジ以テ有為ナル国民的性格ノ錬成ニ資スル為東京帝国大学全学会ヲ置ク」「第九十七条 全学会ハ全教職員及学生生徒ヲ以テ之ヲ組織シ総長之ヲ統理ス」「第九十八条 全学会ニ関スル詳細ノ規程ハ別ニ之ヲ定ム」⁽¹⁾

当初、この全学会設立構想案では、中央機関として、会長(総長)、中央指導部(各学部長、教授各学部1名、庶務、会計、営繕、学生の4課長)、中央事業部(各学部長、幹事として学生主事)

が設けられ、中央指導部は全学的事項を決定し、各学部会を統制指導する権限が付与されていた。また中央事業部は学生全般に関する諸事業を実行する機関として位置づけられ、各学部会（学部長を会長とする）は、総務・研鑽・鍛錬・教養の4部を有し、このうちの研鑽・鍛錬・教養の3部については中央事業部内の該当する各部と連絡を取り、総務部は学生連絡委員会と連絡を取ることになっていたのである。ちなみに、この学生連絡委員会は学生の意見を聴取する機関として設定されたもので、その構成メンバーは、学生課参与、学生主事、各学部会の総務部学生委員であった。

以上の構想は、まさに全学組織の中に明確な指揮系統が存在し、その指揮系統を通じて中央機関に権限を集中させるものであった。大正12年（1923）から昭和3年（1928）まで存在した学友会では、中央部は他の各部に対する統制・権限を持たず、学友会の運営の権限は、総会・理事会・常務委員会・学生委員会などの複数の機関に分散されていたことと比べると、全学会はかつてない中央集権的な性格を露にした組織として浮上してきたと言えよう。

では、何故こうまでして強固な全学組織を構想したのだろうか。『百年史 通史二』によれば、全学会設立要項原案を作成した学生課参与は、昭和15年（1940）10月22日開催の評議会の席上、「此際中央集権的団体ヲ作ラザレバ学外ノ諸団体ト對抗スルコト不可能ナル旨」⁽²⁾を強調したという。たしかに当時の東京帝大は、文部省をはじめとする諸官庁、翼賛団体、軍部、内務省警保局、右翼団体などから様々な働きかけを受けていた。学内でも教職員や学生団体が、時には学外団体と結びつきながら運動や工作を行っていた時期である。なかでも大学側を深刻に悩ませていたのが精神科学研究会による批判活動であった。彼らは学外の「日本学生協会」とも連携して活発な広がりを見せていた。

大学側としては、これらの攻撃や批判を受け続けていれば、大学の管理運営に対する政府の干渉を招く原因にもなりかねないことは十分に予想された。しかも平賀議総長は、8月23日に発足した第2次近衛内閣の「新体制準備会」に参加していた唯一の大学関係者であった。この準備会を通じて挙国体制に基づく国民組織再編が早晚教育界にも及ぶであろうことは、他の高等教育機関関係者の誰よりもいち早く知り得る立場にいたのである。

昭和13年（1938）7月にピークに達した、当時の荒木貞夫文相と大学当局との総長任免問題をめぐり確執に見られた文部大臣に容喙させまいとする毅然たる態度は、ここに至って大きく転換するに至る。平賀総長をはじめとする大学運営当局は、従前の「大学自治」の看板を取り下げ、全国の高教育機関に先駆けて学内組織の再編に着手し、前述の全学会および特設防護団の発足に向かうに至った。

『百年史 通史二』によれば、平賀総長は10月15日の評議会の席上、「現在ノ運動会、学友会、其ノ他学内外ノ諸団体トノ関係並ニ学生ト政治問題等ヲモ検討セラレ度」と提起し、この時の審議は「結局学生ノ指導ニ関スル問題ハ相当積極的ナル新体制ヲ考究シ之ガ具体的成案ヲ得タル上速カニ実行スル」⁽³⁾ ことで合意をみている。こうして、わずかに1週間後の10月22日には原案が提出されたのである。

(2) 内田家文書に見る帝大「評議会」の動き

ところで、この全学組織改組の動きとともに評議会が並行して審議していたのが、2年近く前に停学処分にしたにもかかわらず放置してきた学生小田村に対する取扱いをどのように結末づけるかであった。実はこのことが前述の全学会設立構想と不可分の関係にあるので、どのような経緯で小田村処分が評議会の議題として再浮上したか、内田家文書を中心に時系列に沿って挙げておきたい。

大学側がこの問題を再び取り上げたのは、昭和15年（1940）6月4日の評議会席上である。この時、学生課長から次のような報告がなされていたことが内田家文書により明らかである。

一、其ノ他

日本学生協会、近衛公爵其ノ他多数ノ名士ガ顧問トナツテキル 資金豊富 一昨年ヨリ本学ニ精神科学研究会アリ、六月一日許可 東大文化科学研究会ト云フ名デ「学生々活」ト云フ雑誌ヲ出シタ、又二枚折ノ帝大学生新聞ヲ数回出シタ、コレガ日本学生協会トナツタノデハナイカト思ハレル、学外ノ団体ナリ

また、1週間後に配布された議事録にも同様の報告があったことが記録されていて、これを裏づけている。

昭和十五年六月四日評議会議事終ツテ学生課長ヨリ最近結成ヲ見タル日本学生協会ニツキ其ノ目的、組織、財政等ニ亘リ東大精神科学研究会ノ組織等ト関連シテ説明報告アリ、尚本協会ノ実体ハ未ダ不明ニシテ之ガ対策ハ未ダ困難ナルモ、政治的ニカヲ有スルヤト思ハレル点等ヨリ充分注意シ居ル旨ヲ述ブルトコロアリタリ。

近衛文麿は、この時点では第1次近衛内閣辞職後、枢密院議長に就任していた。その近衛をはじめ日本学生協会顧問となった「多数ノ名士」とは、末次信正（海軍大将）、筑紫熊七（陸軍中将）、柳川平助（陸軍中将）、吉田熊次（文博）、西晋一郎（文博）、常磐大定（文博）、鹿子木員信（文博）、安井英二（元文相）、徳富蘇峰、三井甲之など23名に及び、理事長には田所広泰、総務部長に小田村が就任している⁽⁴⁾。

この日本学生協会が、5月13日、近衛文麿らを招き東京神田の学士会館において設立準備懇談会を開いている。その設立趣意書は、「現代日本高等教育の内在的根本的改革」「現代学術の府としての高等専門学校大学の根本的改革」「現代国民思想学術と、高等教育の根本的改革」などのフレーズで強調され、「今や全国学生はその意志をもちはじめた」と決意のほどを表明し、東京帝大における未解決の小田村処分問題の延長線上に位置づけられた全国学生運動としての性格を持つものであることは明らかであった⁽⁵⁾。

評議会における「コレガ日本学生協会トナツタノデハナイカト思ハレル」という学生課長の報告は、以上の動きを察知した上でのものである。いずれにせよ、「政治的ニカヲ有スルヤト思ハレル点等ヨリ充分注意シ居ル」とあるように、帝大当局は学内管理上の由々しき学生問題として新たな難題に直面するに至った。そう認識したからこそ、評議会の「其ノ他」の議題として、まずは緊急報告の形で取り上げられたというのが実情であろう。

こうした懸念が大学運営当局にとって深刻な形で報告されるに至ったのは、7月2日の評議会であった。しかも、この時はわざわざ「極秘」扱いで報告されている⁶⁾。

極 秘

日本学生協会 報告講演会アリ、結局大学攻撃、小田村問題、精動⁷⁾ノ方ノ賛□演説アリ
タリ

最近パンフレットヲ配布セリ、甚ダ穩カデナイ、停学処分ニ服シテキナイ何トカ考ヘネ
バナラヌガ色々ノ關係アル故慎重ニ考慮中何レ評議会ニ提案スルコトモアルベシ

(中略) 学生課長ガ見エレバソノ後ノ経過ヲ伺ヒタシト思フガ欠席ナリ已ムヲ得ズ、相
当重大ナルコトナル故、評議員諸君ニ於テモ充分考慮シ置カレタシ (穂積)

只今法学部長ヨリ誠ニ適切ナル御意見ヲ伺ツタ、遊説ニ出タモノ三人アルコトハ判ツテ
キル、講演会デハ学生ガ一人大学ノ悪口ヲ言ツタ事ハ両者ヲ呼ビダシテ警告シ改メザレバ
又処分ヲ考ヘネバナラヌ、犯行ノ明白ナモノハ一応訓戒ヒシムルコトトセリ、学生協会ハ
モット大キナ問題ト思ツテキルガ現在ノ処小田村問題ノ□デ□□ツマラナイモノト今ハ思
ツテキル、充分注意スル必要アリ (総長)

文部省デハ弾圧ハ出来ナイ、学校当事者ヲシテ關係セシメナイ様ニ、地方ニ□入部ヲ作
ルコトヲヤメサセルコトハ出来ルダロウ (総長、□□穂積)

以上に見られる通り、説明を担当したのは学生課長ではなく、穂積重遠法学部長と平賀総長の2
人であり、内田メモの分量から見ても管理運営上の重大懸案事項として位置づけられたことは疑い
ない。そこで、ここで取り上げられた中身に関して注目しておきたい。とりわけ大学側が得た情報
源はどのようなものであったかという点である。

まず「日本学生協会 報告講演会アリ」とは、6月15日に東京神田一ツ橋共立講堂で開かれた「日
本学生協会結成記念大講演会」と銘打たれたものを指している。7月1日発行の機関誌『学生生活』
にあらましが掲載され、当日の式次第も記されているが、これを見るだけでも中心的なテーマが小
田村処分問題であり、そこから発展して全国の高等教育機関に呼びかける日本学生協会の誕生と
なったことを学外に訴える企画であったことが窺い知られる⁸⁾。穂積法学部長が「結局大学攻撃、
小田村問題」と報告した内容と照応する。

次いで「最近パンフレットヲ配布セリ、甚ダ穩カデナイ」と憂慮を込めて報告しているのは、同
じく6月15日に発行された冊子、『一年八ヶ月余にわたり無期停学のまゝに放置せられ居る小田村問
題の真相を録し文教当事者各位の御清鑑を乞ふ』を指しているのは言うまでもない。この冊子には
昭和13年(1838)以来の小田村を中心とする精神科学研究会と大学側の騒擾の一切が詳細に亘っ
て網羅されている。帝大としては学内管理のあり方をここまで白日のもとに晒されるとは思いも寄
らないことであつたに違いない。「学生協会ハモット大キナ問題ト思ツテキル」という平賀総長の
所見にも見られるように、帝大における重大な問題との認識はこの時に定着したと見てよい。「何
トカ考ヘネバナラヌガ色々ノ關係アル故慎重ニ考慮中」ということから、政界や官界、軍部の要
路者が顧問に就任している点なども考慮せねばならず、また「文部省デハ弾圧ハ出来ナイ、学校当

事者ヲシテ関係セシメナイ様ニ」というように、日本学生協会は学外の団体であるからして文部省による処分対象にはなり得ない。したがって学外団体に関与させないよう学生を管理するほかないわけだが、これもそう簡単にできることではなく、悩ましい問題を抱え込んだものだという当局幹部の心境を7月2日の評議会メモはあますところなく伝えている。

かくて大学側は殆ど動きが取れないまま夏休みを経て、ようやく9月24日の評議会に至って学生課長より日本学生協会の動向が報告されている。この時、併せてこのような要望が出されている点に注意を要する。「学生協会ノ如キ学外団体ニ対スル為メ学内団体ヲ強固ニスルト同時ニ学外団体ノ為メニ働クモノアルコトヲヨク調査シヨク考ヘテ貰ヒタシ、愛国運動ト云フモ東大内部ヲカクランシ高等学校ノ内部ノ□□ヲ害スル不純ナモノニ対シ文部省デモヨク考ヘテ貰ヒタシ 学内ノ精神科学研究会等に付テモ充分調査、考ヘテホシイ」⁽⁹⁾。

ここに窺えるのは、第1に大学側の対策としては学内団体が学外団体である日本学生協会に関与できないような「強固」な措置をとる方策が構想され始めたこと、第2に学生取締りを文部省当局に要請するという気運が生じたこと、第3に学内団体の精神科学研究会を何らかの形で排除したいニュアンスが見られることの3点である。前述した、百年史が伝える平賀総長による新体制に向けた学内組織再編の提起となった9月24日の発言とは、具体的には以上の内容だったのである。

つまり、漠然とした学内団体の再編ではなかった。日本学生協会とその傘下の精神科学研究会を学内から排除する手だてとして構想されたのが、全学生を一元的に統合する「全学会」だった。新体制準備会の一員であった平賀総長にとって、極めて統制色濃厚な全学組織編成を求める文相訓示(10月28日)が目前に控えていることは掴んでいたはずである。他の帝大では何の動きもなかった10月22日の時点で評議会の席上に全学会の第1次原案が提出されるに至ったのは、以上のような経緯があった。

(3) 学生組織の一元的管理と「精神科学研究会」解散命令の論理

ここで、何故全学会設立構想以前に小田村問題の適正な措置がとれず、2年近くも停学のまま放置されたか、その背景に触れておきたい。まず第1に挙げられるのが、適用する懲戒処分規定の抽象性にある。

この当時、学生管理の一環として制定されていたのは、大正9年(1920)に全文改訂されていた「学部通則」である。この「学部通則」の第二章「入学、退学、除籍及懲戒」の中に規定された懲戒に関する内容は、「第十七条 学生本学ノ規則ニ違背シ又ハ学生ノ本分ニ反スル行為アルトキハ総長ノ命ニ依リ学部長之ヲ懲戒ス 懲戒ハ譴責、停学及退学トス」⁽¹⁰⁾ というものであった。これを改訂以前の旧通則と比較すると、その抽象性が明らかである。旧通則には「第十四条 学生品行不良学業懈怠等ノ故ヲ以テ懲罰ヲ要スト認定シタル者アルトキハ総長ハ分科大学長ヲシテ之ヲ譴責シ若クハ之ニ停学又ハ退学ヲ命セシム」(同上)と規定されていた。

これを見ると、新旧に共通しているのは、譴責、停学、退学の3種類の懲戒という点であるが、懲戒事由については、旧通則が「品行不良学業懈怠等」としていたのを、改訂では「学生ノ本分ニ

反スル行為」という抽象的な建前が採られ、適用範囲を広げたとはいえ、一方で懲戒に関する審議しだいで扱いが左右される余地が増したとも言える。つまり「学生ノ本分」をどう捉えるか、また学生のどのような行為を「反スル行為」と見るのかによって措置が変動するということである。厳しくもなれば寛大にもなり得るわけである。さらに学生に処分を命ずる際も、「学生ノ本分ニ反スル行為」があったというだけでは、学生側が納得しない状況が出来する余地も残した。小田村が田中法学部長に執拗に食い下がったのもこの抽象性にある。

第2として、精神科学研究会及び関係する日本学生協会の活動に対して、大学側が従来の左翼学生運動とは異なる、政界や軍部の上層部の一部ともつながりを持つ右派学生団体にどのように対応すべきか、帝大が直面した初めての管理体験だった点が挙げられる。その困惑が停学を異例の長期にわたらせたのであり、また退学決定について慎重を期さしめた背景にほかならない。

このことについて、昭和15年（1940）11月26日、小田村の退学処分を決定した評議会席上で、平賀謙総長が「コチラガ思フ様ニハキハキヤレナカツタノハ一つハ彼等ガ国家主義ヲ標榜シテキタコトニヨル 従来カラ（夏前カラ）何トカセネバナラヌト思ツテキタガ、行幸ノコト等アリ結局十一月頃カトモ考ヘテキタ」⁽¹¹⁾と述べているが、ここに、精神科学研究会の存在と活動に悩まされ、学生管理の取り扱いに有効な手段を持ち得ないでいた大学当局の実態が露呈している。この席上、新任の大室貞一郎学生課長も次のように発言している。「学生協会ガ出来タ時ニ国家主義ノ考ヘ方デアツタ為メ文部省内務省等ノバックアリ、チキニ政治問題化スル恐レガ多分ニアツテ、ソレ等ヲモ考ヘ合セテ思ヒ切ツタ處分ガ出来ナカツタト云フ意味モアリ」⁽¹²⁾。

大室が「チキニ政治問題化スル恐レガ多分ニアツテ…」と言ったのは、すでに昭和14年（1939）2月2日の貴族院において小田村の停学処分の問題が取り上げられたことがあり、その前例から新たな処分を出せば同様の事態が再燃するのではないかと懸念したからにほかならない。こうした学生管理の行き詰まった事態を打開する窮余の一策として立ち現れたのが、前述した新体制の学内導入、すなわち全学会の構想だったのである。

11月のはじめには原案が評議会に提出されているが、この中で学生団体に関しては次のように規定されていた⁽¹³⁾。

一、学外団体ニ対スル学生ノ個人的参加ハ

（一）純学会ノ場合ハ各学部会長限り之ヲ認ムルコト。

（二）其ノ他ノ団体ノ場合ハ各学部会長適当ト認メタルトキハ中央指導部ノ同意ヲ経テ之ヲ許可スルコト。

一、学外団体ニ対スル学生ノ団体的参加ハ之ヲ禁ズ。

但シ特別ノ場合ハ学部会長又ハ中央事業部長、更ニ中央指導部ノ同意ヲ経テ許可スルコトアルベシ。

この規定案には厳格な学生管理を目指す大学当局の意思が明白に見て取れる。すなわち「学外団体ニ対スル学生ノ団体的参加ハ之ヲ禁ズ」とした規定がそれである。これによって扱いかねた小田村処分の方向と精神科学研究会の学内排除の根拠を大学当局は持つことになる。その後の審議経過

の中でこの原案は修正されるものの、学外団体への参加については基本的に規制を受けることになる。かくて帝大内団体である精神科学研究会は、すでに半年前から学外団体である日本学生協会の中核として関係しているわけだから、規定に照らして排除することが可能となったのである。

併せて評議会にとって小田村問題も一挙に解決し得ることになった。日をおかず11月26日の評議会において、小田村の退学処分が提案され、可決するに至る。この時の評議会の審議内容は内田家文書を見れば次の通りであった。

一、学生処分ノ件

穂積氏ヨリ学生ノ本分ニ反スル行為ノタメニ二年前停学ヲ命ジタル昭和十二年入学法学部政治学科学生小田村寅二郎ガソノ後一向謹慎スル模様ナキノミナラズ日本学生協会ノ幹部トナリ「パンフレット」或ハ「学生生活」誌上ニ大学行政及教授等ニ対シ攻撃的執筆ヲナシ却テ学内ノ同志ト相謀リ正門附近ニピラヲ蕪布シ或ハ教室内ニテ演説スル等ノ騒動ヲ惹キ起シタル事実ニ鑑ミ、コノ儘放任シ置ケザル状態ニ付、今回断乎トシテ退学処分スルニ至レル理由詳細説明アリ、次テ学生課長ヨリ右学生ノ今日マデノ思想、行動内容ニ関シ一応ノ報告アリ

蘭部氏外多数評議員ヨリ本件ノ背景ト看做サルル日本学生協会並本学内ニ於ケル精神科学研究会等ニ関シ交々質疑並意見ノ開陳アリタルモ結局本件ハ左記ノ通処分スルコトニ異議ナク可決

記

法学部学生 小田村寅二郎

学生ノ本分ニ反スル行為アリタルニ付退学ヲ命ス

尚本件ニ関連シテ柴田氏外各評議員ヨリ今回ノ事件ニ参加シタル少数ノ学生ノ処置ニ関シ種々意見ノ開陳アリ、コノ種ノ事件ニ対シ今少シ敏速ニ峻厳ナル処置ヲ採ラレ度シトノ意見アリタルモ、坂口、丹羽、寺沢ノ諸氏ヨリ右参加学生ノ今後ノ行動及外部トノ連絡等ヲ監視シ十分見極メタル上ニテ対策ヲ講ゼラレテハ如何、ナルベク学生ヲ温情ヲ以テ外部ヨリ誘惑セラレザル様指導シ一人ノ処分学生ヲモ出サザルガ如キ方針ニテ進ミ度シト述べ、穂積氏ヨリ賛成ナルモ今後関係学部長ニ於テモ学生ニ対シ十分ノ訓戒ヲ加ヘラル様致度キ希望アリ、(中略) 最後ニ総長ヨリコノ後自然日本学生協会及学内ノ学生間ニモ多少ノ動キアリト思惟スルニ付各位ニ於テモ十分注意サレ度キ旨述ベラル。

処分理由の説明中に見える「断乎トシテ退学処分ニスルニ至レル」という発言に、根拠を得つつある大学当局のうってかわった自信が窺われる。また「本件ノ背景ト看做サルル日本学生協会並本学内ニ於ケル精神科学研究会等ニ関シ交々質疑並意見ノ開陳アリタル」というように、学外団体との関連を慎重に見極めている点も見逃し得ない。

なお、処分決定後、「コノ種ノ事件ニ対シ今少シ敏速ニ峻厳ナル処置ヲ採ラレ度シ」という意見が出る一方で、3人の評議員から「ナルベク学生ヲ温情ヲ以テ外部ヨリ誘惑セラレザル様指導シ一人ノ処分学生ヲモ出サザルガ如キ方針ニテ進ミ度シ」という要請がなされた点は、全学会という一

元的で強固な学生管理にシフトしつつある現況を一面憂慮する声でもあったに違いない。たしかに、そうした憂慮を反映するかのように小田村の退学が決まったのち、「学外団体へノ学生ノ団体的参加ハ指導教授ノ推薦ヲ経テ本学ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス」と改められている。

いずれにせよ、こうした上からの学内管理の路線が敷かれていく過程で、小田村に対して退学処分をもって臨み、翌昭和16年（1941）2月4日に制定された全十二項、四十条に及ぶ学外活動を徹底して取り締まる「学部共通細則」を適用し、3月の評議会において日本学生協会への学生の参加を禁止するとともに、精神科学研究会の認可を取り消し解散を命じたのである。

5. おわりに

(1) 帝大当局の学生管理がもたらした結末

以上見てきたように、東京帝大は、近衛文麿が顧問に就任するとともに、政界や軍部、文部官僚の中にも少なからぬ共感を与えたと云われるこの学生団体を、当の近衛が推進する新体制運動を巧みに利用して学内を一元的な統制組織に造り替えることで排除に成功したわけである。ところが、こうした強引に意図された全学組織は昭和16年（1941）4月に発足後、その目的として掲げられた「学生生徒ノ心身ヲ鍛へ教養ヲ高メ其ノ集团的訓練ヲ重ンジ以テ有為ナル国民的性格ノ錬成ニ資スル」⁽¹⁾ものとなり得たかどうか。

『百年史 通史二』は、「しかし学生は一般に全学会活動に対して積極的な反応を示さず、昭和十五年頃には『新体制』の標語のもとに高揚していた学内の空気は沈滞に向かった」⁽²⁾とする。また、その原因について帝大新聞は「全学会設立に伴う学外政治団体への参加禁止と学内団体の整理統合の結果、萎縮させられたこと」⁽³⁾にあると指摘している。小田村処分に直接関わった学生課長大室貞一郎は、自著『新しき学生の出発』の中で、「昭和十五年の頃、学生と政治との関係がやかましい問題となった。当時学生の一部に学校の思想的不健全を指摘して、之を改むるために同志を結合して運動を起さんとする者があった」⁽⁴⁾と述べて小田村事件に言及している。とくに注目すべきは、彼らの学生運動の所期の目的を「学校の思想的不健全を指摘して、之を改むるために同志を結合」したところにあったと見ていたという点である。小田村の要求であった、処分されてもいいから思想問題として処分せよとの主張に、この時点で初めて関係者の1人が同意している。

大室は小田村事件をめぐる東京帝大の担当責任者であり、彼ら学生課の調査報告は大学最高機関の評議会にも提出されている。そういう点では大学当局者の中で小田村事件について最も精通した人物にほかならなかった。その大室は「学生は単に空しく勉強してゐるのみでは足らぬ、国家の問題を問題として可能なる限り之に挺身しなければならぬといふ考が起り始めた」と回顧して、退学処分と精神科学研究会排除の措置に対して「われわれはむしろ学生の自由なる自発的行動を戒めた」と告白し、小田村事件に端を発する学生運動は「自由なる自発的行動」であったと認めるに至るのである。

こうした反省の弁が述べられることになったのは、何故であろうか。大室はその理由を「しかしその後、かゝるものを壓へてから、他の方面にわれわれの求むる如き学生の自主的なる運動が出た

かといふと、それは簡単には発見できない。それで或る時は、行動に対する余りの消極性の故に、学生は少しその本分を守り過ぎると思ったこともある。(中略) 嘗て学生がペンを離すことにあれほど反対した自分の裡に、之とは正に矛盾する感慨の起るのを抑へることが出来なかった」と振り返っている。

そこには、学生団体を一括して規制し得る手段を獲得したことで学内の秩序を回復できた満足感や安堵感は見られない。むしろ、管理運営の難しさと時局に安直に便乗してしまった自責の念さえ感じ取ることができる。大室学生課長の苦渋の回想は、その点を図らずも露呈させた証言にほかならない。

このように、昭和15年(1940)前後の戦時下においては見るべき学生運動はなく、また帝大をはじめとする自由主義教授陣は言論弾圧を受け、思想の自由性を奪われたとする通説の一角は、必ずしも成り立たない一面を有している。

安直に無期停学処分を放置してしまったことは学生組織との騒擾を学内外に露にする結果をもたらしたが、ここまでの段階であれば、未だ学生管理の建て直しの余地はあり得たのではないか。しかるに、学生管理の解決策を折からの近衛新体制を率先導入することで図ろうとする拳に出た。かつてあれほど大学の自治を死守するために動いた帝大が、学生組織再編成の大義名分のもと精神科学研究会の学内団体登録抹消をも可能とする手段を選択したと言っても、あながち的はずれではあるまい。大学の自由をも拘束する「全学会」と呼ばれる学内組織と学部共通細則は、そうした面を濃厚に反映したものだだった。

結果、たしかに学内での精神科学研究会等からの批判は殆ど止んでしまうものの、この一元的な管理の選択は、いみじくも当事者である大室貞一郎が告白したような「沈滞」を生み出す結果となっていく。いずれにせよ、高等教育機関としての東京帝国大学の戦時下における学生管理は、大学自治を標榜しながらも自治的な解決からほど遠い立場にみずから追い込んでしまったと言い得よう。

(2) 新たな研究上の視角

以上見る通り、本稿では昭和13年(1938)に始まる東京帝国大学の学内団体「精神科学研究会」と大学側の学生管理とのあいだの騒擾を中心に考察したが、昭和16年(1941)3月にひとまず終結する時点までの帝大内部の問題を洗い出すに止めた。しかし、この帝大内部の騒擾を惹起した精神科学研究会は昭和13年に突如現れたのではない。小田村をはじめとする主要学生の経歴を調べてみると、そこには1つの共通項が見られる。すなわちそれは、第一高等学校(以下、一高と略す)及び東京帝国大学出身であること、さらに一高内に設けられていた同一の校内団体に連なる同士であった点である。

実は大正期以来、一高には様々な形で外部からの教授、学生らに対する思想的なアプローチが頻繁になされ、また教授や学生側からも積極的に対外交流を迎え入れる傾向が見られた。特に大正後期の社会思想状況が、これらの活動を促進している。その典型的な事例が一高に結成された「瑞穂

会」及び「昭信会」の活動であり、この学生組織のメンバーがそのまま、東京帝大の精神科学研究会、さらには日本学生協会の主要構成員に繋がっている。しかも、この一高の学生組織に指導者として関わった内外の人物の動向も、当時の時代状況を反映した高等教育機関の内実を検討する上で欠かせない研究対象である。

昭和十四年度思想特別研究員判事藤嶋利郎報告書『最近に於ける右翼学生運動に付て』（司法省刑事局 昭和15年）によれば、「第一高等学校瑞穂会は大正十五年二月十一日紀元節を機として創立されたもので、…諸方面より日本文化を研究し併せて広く人類一般の歴史社会政治国際情勢現状等の観察に及ぶことを目的としている」とある。「会長としては教授兼学生主事竹田復を戴き、尚教授麓保孝を指導者とし会員は第一高等学校生徒たることを本則とし場合によりては広く同志を加えることも可能となっている」と記載され、会員数は約60名にも上ったという。

この報告書では会の発起人が明らかではないが、実際は一高教授で国文学担当教授の沼波武夫によって結成されたものである。沼波は芭蕉の研究で有名であり、その彼が手ずから筆をとった趣意書が、のち瑞穂会が編集した『噫 瓊音沼波武夫先生』（昭和3年 非売品）に残されている。この趣意書の冒頭に、大正末当時の思潮を「破壊主義の跳梁、唯物論の瀰漫、軟文学の跋扈、風紀の頹廢、これ実に日本国の現状にして、同時に我が向陵の現状なり」と捉えて会を組織する旨が宣言されている。

次いで、高等教育機関の在り方を指して「世上学者無きに非ず。然れども学科の過度なる細分は、極めて狭小なる局部的ものしりを産むに至り、核心の体得、総括の識見、まして況や実践躬行の如き、これ等尊き風姿は、最高学府に求むとも、僅かに二三を数ふるに過ぎず。かかるが故に学徒愈増して国家愈危く、図書益刊せられて世道益墮す」と批判する。

かくて一高の学生を主体とした研究活動が開始されているが、その内容は古典研究、特に聖徳太子の三経義疏研究、また内外講師陣による講演会の開催などである。注目されるものの一つにビハリ・ボース等を招聘しての時局講演なども開かれており、また『朝風』と題した月刊の機関誌発行を活発に行っている。当初20名ほどであった学生の数が3倍に増したのも、こうした活動の影響によるものと思われる。

注目すべきは、一高における瑞穂会が単に個人の教授と有志学生との研究活動にとどまっていな点である。沼波の人脈は広範囲にわたっており、多くの学者、教育者、実業家等がこの活動を支援し、また講師として深く関わりを持っている。その一端を挙げると、佐々木信綱、幸田成行、大川周明、安岡正篤、入沢宗寿、寛克彦、滝川政次郎、高野辰之、安井哲、阿部次郎、安部能成、永井荷風、森銑三、千葉胤明、黒板勝美、藤原猶雪、黒上正一郎、大倉邦彦らであり、特に大倉は物心ともに後援し、会の本部を学外に設置する役割を担っている。

このように、その思想的立場は所謂大正教養主義者から国家主義者と呼ばれる人々まで実に多彩に複雑に絡み合っている。こうした特徴は、当時の時代思潮を反映したものと指摘できよう。また、沼波が死去した後の昭和4年（1929）には同会の会長である教授兼学生主事の竹田復を、同じく会長として一高内に「昭信会」が発足している。この会は瑞穂会の主要メンバーによって構成されて

いて、約30名の規模であるが、その実質的指導者は黒上正一郎と言った。この黒上は学外の人物で聖徳太子研究の少壮学者であるが、その思想的系譜は仏教学者近角常観の影響下にあり、また正岡子規没後に伊藤左千夫と別れて子規の正統的継承を主張した歌人三井甲之に師事した在野の人物である。

黒上は昭和5年（1930）9月に病没するが、とりわけ会員の1人であった田所廣泰による学生勧誘によってその規模は飛躍的に拡大に向かい、以後10年に及んで活発な活動を展開している。彼らは瑞穂会同様、機関誌『伊都之男建』を編集・発行したが、これは学生をして校内から校外へ、相互研鑽から対外的主張へと駆り立てる役割を担い、のちの帝大時代における全国規模の月刊誌『学生生活』の母胎ともなったものである。日本学生協会編『新日本学生運動—日本学生協会前史—』には次のように記されている。

「月刊雑誌『伊都之男建』の発行。菊版三十頁—五十頁。昭和十四年度より新聞型に変更す。在校生、卒業生共同執筆、一高及び全国大学、高校、専門学校、図書館、研究室及び有識者に頒布、部数五百—千部。記事は時事批判を許されざる為、宗教、芸術、学術等の研究論文、長詩、和歌、創作、明治天皇御製の共同研究等を以て埋め、時代の動向を鋭敏に感受しつつ、而も不断に日本精神史の根源的究明を続け、それらを国民芸術の伝統しきしまのみち及びその近代的発展形式たる長詩によって総合統一せんとするが不動の編輯方針なりき。雑誌『学生生活』は之を母胎として誕生せるものなりといふを得べし。」

高等学校内の公認学生団体から発行された月刊雑誌としては、異例ともいうべき規模に拡大している点は注目に値する。すでに同人雑誌とは言い難く、学生による高等教育機関を中心とした社会的言論活動の雑誌としての性格が如実に見られる。なお、「記事は時事批判を許されざる為」とあるが、これは一高における学生管理上の規程に抵触するからではあるが、帝大生となった田所廣泰が編集権発行者に就任する頃（昭和10前後か）から、掲載論文の一部に帝大の法学部及び経済学部教官の学術内容に対する批判的言辭が散見し得るようになる。

毎号平均して10本程の論文類の中に必ず1本「アカデミズム批判」と題した連載論文が掲載された。分量は1、2頁程度で執筆者は一高生や卒業生の会員が輪番で担当している。内容としては、河合栄治郎の著作『学生生活』『社会政策原理』などへの疑義、帝大法学部における並列的に細分化された講座内容の問題点、美濃部学説への批判などが取り上げられている。ただし筆は抑えられているためか、校内の学生管理上問題視された形跡はない。むしろ、当時としてはこうした言論を黙認する傾向にあったのではないか。いずれにせよ、のち昭和13年（1938）後半に惹起した帝大生小田村による河合栄治郎らに対する学術批判とこれに関連する河合栄治郎筆禍事件に至る一連の騒擾は、一高昭信会による批判活動に胚胎していたと見るべきであろう。

一高が本郷に在った時の校内には、寄宿制に見合う8棟の木造2階建（1階が自習室、その2階に当る部屋が寝室で1室に約10人前後同宿）の寄宿寮があり、約1000人の学生を収容していた。当時、昭信会は8棟の西端にある西寮の13番室に部会室を充てられていたが、ここで日本文化の研究とともに、帝大教官の学術内容に対する分析批判の研究も同時進行していたわけである。その指導者が

卒業生であり帝大生の田所廣泰であり、会員の中で力量を発揮しはじめたのが一高生小田村寅二郎にほかならない。

小田村は入学以来、昭信会に入会して研究活動に当たるとともに、1年次後半期から駒場移転準備委員会の委員を3期、のち同委員会議長を2期務め、さらに本郷から駒場へ移転する事業を執行する第137期寄宿寮委員会委員長に就任し、終始、一高自治の寮務に携わって学生間に声望が高かったという。しかるに、小田村ら昭信会会員とその指導者田所が中心となって提起し、結局は挫折した注目すべき校内一大運動が発生している。

指導者の田所（当時25歳で帝大4年生）は、昭和9年（1934）の『伊都之男建』誌上に「新しい天地に移る一高は、本郷で培った良き伝統を駒場に移すべきはもとより当然であるが、更に一步を進めて、学生生活、学問研鑽の拠つて以て中心であるべきものを確立して臨むべきであり、そのために、新校地内に“一高出身者で国に殉じた先人たちのみ霊を祀る神社”を建立しようではないか。社名は、本郷における一高の通称である“向陵”を冠して『向岡神社』と名づけよう」という趣旨の提起を行っている。

かくて、駒場移転を前にして沈滞気味であった一高生の間には騒然とした雰囲気が発生する。キリスト教、社会主義、リベラリストなどの立場から反対や拒否の声明が挙がり、事態は混沌とした様相を呈するに至った。昭信会会員は田所の指導を受けながら神社建立の趣旨説明に奔走を開始している。一高教授の同意を求めべく自宅を歴訪、また校内での論議に当たったが、翌昭和10年（1935）2月の全寮生の議決機関「総代会」における表決の結果、「向岡神社建立請願の件」は否決される。

この敗退を受けて田所は、『伊都之男建』の同年2月号と4月号の巻頭言に、それぞれ「向岡神社建立運動経過分析」「世界人類史の動嚮に違背する神社建立運動反対者」と題して所信を発表する。とくに、後者の文中では「一高総代会」の表決の意味する所を「これは、現代教育の全面的錯乱的欠陥の一分派症状に過ぎない」と断じ、今後の思想改革の運動目標は、本質的には、東京帝大及び京都帝大などの最高学府における文化系列諸学の内容批判に置くべきことを表明した。これがやがて、東京帝大での学風改革を目指した思想運動が開始される契機となったのである。

このように、東京帝大「精神科学研究会」の前身である一高「瑞穂会」及び「昭信会」の活動は、その後の展開に相当の影響力を有していたと見る事が出来る。従って、大正後期から昭和初期に至る一高を中心とする学生思想活動の実態を解明することによって、なにゆえ昭和10年代の帝大に右派学生運動が勃興したのか。さらには彼ら学生団体と帝大当局による学生管理との間に生じた騒擾の要因が如何なる点にあったのかが、より鮮明になるものと考えられる。これらの内容については、稿を改めて詳述する予定である。

〈注〉

1

- (1) 伊藤彰浩『戦間期日本の高等教育』平成11年、玉川大学出版部、155～156頁
- (2) 東京大学百年史編集室『東京大学史紀要』第1号、昭和53年、63～100頁
宮崎ふみ子「東京帝国大学『新体制』に関する一考察—全学会を中心として—」
- (3) 前掲『戦間期日本の高等教育』

2

- (1) 小田村寅二郎『昭和史に刻むわれらが道統』昭和53年、日本教文社
巻末の「附録」に当時の紙面のまま縮刷版として収録されている。
- (2) 日記刊行会『矢部貞治日記』銀杏の巻、昭和49年、読売新聞社、145頁
- (3) 日本学生協会『一年八ヶ月餘にわたり無期停学のまゝに放置せられ居る小田村問題の真相を録し文教当事者各位の御清鑑を乞ふ』全116頁、昭和15年
- (4) 東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史 部局史一』昭和63年、231頁
- (5) 前掲『矢部貞治日記』銀杏の巻、141頁
- (6) 前掲『矢部貞治日記』銀杏の巻、148頁
- (7) 内田家文書。工学部教授の内田祥三は、昭和13年評議員、16年工学部長、同18年総長に就任。
内田家文書には、この間の東京帝大評議会関係の史料が唯一保存されている。
- (8) 前掲『東京大学百年史通史二』290頁
- (9) 前掲『東京大学百年史通史二』878頁

3

- (1) 司法省刑事局『最近に於ける右翼学生運動に付て』昭和15年、社会問題資料研究会、78～79頁
- (2) 前掲『最近に於ける右翼学生運動に付て』
- (3) 前掲『昭和史に刻むわれらが道統』
- (4) 日本学生協会『新日本学生運動—日本学生協会前史—』昭和15年、18頁
- (5) 前掲『一年八ヶ月餘にわたり無期停学のまゝに放置せられ居る小田村問題の真相を録し文教当事者各位の御清鑑を乞ふ』67～72頁
- (6) 前掲『一年八ヶ月餘にわたり無期停学のまゝに放置せられ居る小田村問題の真相を録し文教当事者各位の御清鑑を乞ふ』昭和15年6月
日本学生協会『時代の嵐に傾く学の殿堂』昭和15年12月
東大文科科学研究会月刊誌『学生生活』昭和13年10月～昭和16年2月号

- (7) 前掲『一年八ヶ月餘にわたり無期停学のみゝに放置せられ居る小田村問題の真相録し文教当事者各位の御清鑑を乞ふ』45～46頁
- (8) 前掲『時代の嵐に傾く学の殿堂』36～37頁
- (9) 前掲『時代の嵐に傾く学の殿堂』38～39頁
- (10) 日本学生協会は、精神科学研究会を基盤として結成された全国規模の団体である。その運動方針は、帝大問題からさらに広く「高等教育の改革」を標榜、日本の文化・伝統に立脚した「学風改革」を目指し学外へ発展した。昭和15年7月の信州菅平高原で行われた大規模な合宿には、84校391名の現役学生の参加を実現している。

参考までに5名以上の参加校を列举すると、東京帝大16、早稲田大24、國學院14、新潟高校22、佐賀高校19、山口高商18、福島高商17、関西学院12、大阪商大10、明治大10、水戸高校10、京都帝大5、北海道帝大6、広島文理大5、新潟医大5、慶応大7、中央大7、日本大5、一高6、五高9、七高8、福岡高校7、松江高校9、高知高校9、浪速高校5、長岡高工9、米沢高工6、大阪外語7、山口高校5、台北高商8、京城帝大5という規模である。

その広範囲に亘る活動は、昭和15年半ばから昭和18年2月に東条内閣下の憲兵によって検挙、解散を余儀なくされるまで続いた。この時期における高等教育界最大の学生思想団体である。小田村寅二郎はその中心的リーダーであった。その活動の詳細は、彼らが発行した月刊誌『学生生活』に詳しい。

- (11) 前掲『時代の嵐に傾く学の殿堂』39頁
- (12) 前掲『一年八ヶ月餘にわたり無期停学のみゝに放置せられ居る小田村問題の真相を録し文教当事者各位の御清鑑を乞ふ』73～78頁

4

- (1) 内田家文書
- (2) 前掲『東京大学百年史 通史二』809頁
- (3) 前掲『東京大学百年史 通史二』807頁
- (4) 前掲『昭和史に刻むわれらが道統』112～113頁
- (5) 日本学生協会『学生生活』第三卷第四号、昭和15年6月1日
- (6) 内田家文書
- (7) 国民精神総動員運動の略称。日中戦争の開始直後の1937年8月から国民の戦意高揚をはかり、とりわけ経済戦への協力を強化するために政府が先頭に立ってすすめられた運動。新体制運動が始まると精動も大政翼賛運動の一翼に加わっている。
- (8) 前掲『学生生活』第三卷第五号、昭和15年7月1日
- (9) 内田家文書
- (10) 前掲『東京大学百年史 通史二』242～243頁
- (11) 内田家文書

(12) 内田家文書

(13) 内田家文書

5

(1) 前掲『東京大学百年史 通史二』811頁

(2) 前掲『東京大学百年史 通史二』812頁

(3) 『帝大新聞』昭和16年5月26日付

(4) 大室貞一郎『新しき学生の出発—知識と戦争—』昭和19年、同光社、51～52頁

A study of students' Thoughts and Administration on Imperial University of Tokyo
—The Students Circle, “Spiritual Science Study Group”—

Kenshi URABE

This thesis gives a new perspective to the commonly accepted view that no significant students' thought movements had been made since 1938, by making it clear that a conflict arose between the authorities of the Imperial University of Tokyo and a conservative students' circle named the “Spiritual Science Study Group”, which existed in the same university during the period from 1938 to 1941.

The conflict started when a student published his opinion in a journal outside the university, in which he wrote critically that the lectures of the law department tended not to pay much respect to their own constitution. Soon after that, the university authorities decided to give him an indefinite suspension for the reason that he didn't complete his duties as a student. What is worse, they left him as he was for more than twenty months, and finally expelled him from the university.

Meanwhile, the “Spiritual Science Study Group”, organized by the student himself, started to criticize the authorities because they didn't take up his criticism as an important academic issue, but instead gave him common disciplinary measures. The student's circle formed a nation-wide organization named “The Students' Association of Japan”, and expanded their thought movements. The university authorities, embarrassed by their movements, changed the principle of “autonomy of the university”, and by introducing into the university “the new system”, which the then Prime minister Konoe Fumimaro brought about as a national policy, they excluded the “Spiritual Science Study Group” from the university.

This thesis tries to find the truth about the above facts, based on new documents I acquired recently. As a result, it has become obvious that the university authorities, by putting control over the students in the Imperial University of Tokyo during wartime, chose the way leading to the abandonment of “autonomy of the university.” Incidentally, for my further study of the subject matter, I add a brief outline of my research in which I am now analyzing the contents of the activities of the students' groups in No. 1 High School, which were the predecessors of the “Spiritual Science Study Group.”